

【平成 28 年 7 月 26 日神奈川県障害福祉課】

平成 29 年度以降の神奈川県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の指定事業者研修への移行について

【現状】

平成 18 年度の障害者自立支援法施行後、サービス管理責任者研修は都道府県の地域生活支援事業として、本県では当初県直営事業で実施してきました。平成 24 年度からは、委託事業として実施しており、本研修開始から 10 年（委託事業としても 4 年）が経過し、研修の質、講師の質及び人数の確保が一定程度達成されてきたところです。

また、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の資格要件となるサービス管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修の講義部分）と、サービス管理責任者研修（及び児童発達支援管理責任者研修）の 2 つの研修を現在委託事業として実施していますが、事業所数の増加に伴い、年々受講希望者が増加しており、募集定員に対して申込み者が大幅に超過しているため、受講者希望者全員の受講が確保できない状況にあります。

さらに、平成 30 年 3 月末をもって新規指定事業所の研修受講に係る経過措置が切れることが国から示されており、平成 30 年度以降に新規指定申請を行う事業所のサービス管理責任者等は事前の研修受講が事業所指定の要件となります。（後段【参考】参照）

【今後の方向性】

サービス管理責任者等研修において委託事業として研修の質及び講師の確保が一定程度達成されてきた現状と、増大する受講者数に対応した研修規模の確保の必要性及び県財政の実情を踏まえ、平成 29 年度のサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修について、複数の指定事業者による研修形態（以下「指定事業者研修」という。）で実施します。

※サービス管理責任者補足研修については委託研修として平成 29 年度も実施予定。（別紙 1 参照）

現在、指定事業者研修への移行に向けて、県、指定都市・中核市の障害福祉所管課、県立保健福祉大学実践教育センター及びこれまで本研修の委託を受け実施してきた特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク等による連絡会「神奈川県サービス管理責任者等研修の指定事業者研修移行連絡会」を開催し、指定事業者研修への移行に係る課題の整理等を行っているところです。

[研修事業者指定に向けたスケジュール]

今後は研修事業者の指定に向け要綱等を整備し、今年 11 月頃を目処にして申請の受付を開始する予定です。

指定事業者研修への移行に際しては、受講希望者ができるだけ多く研修を受けられるような研修規模を確保することと、できるだけ年間を通して複数回研修を開催できるよう複数の研修事業者の確保に向けて今後調整をしていきます。

また、研修の質を下げないよう、現在移行連絡会でもその仕組みを検討しているところですが、指定研修事業者についても同研修を円滑に実施できるよう一定程度の研修事業の経験があり、かつ受講者選考の公平性を確保できるような事業者を指定要件とするよう考えております。(別紙 2 の案 参照)

【参考】「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」(平成 27 年 2 月 12 日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)より抜粋

(8) サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

○ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の配置要件に係る研修の修了の猶予措置について、地方自治体における研修修了者の養成状況等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

- ・ サービス管理責任者について、平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置とされている平成 24 年 4 月 1 日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした 1 年間の猶予措置については、3 年間の経過措置を設けた上で廃止する。
- ・ 児童発達支援管理責任者について、平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として 1 年間の猶予措置を設ける(平成 27 年 4 月 1 日前から事業を行っている場合は、平成 28 年 3 月 31 日までとする。)。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して 1 年間の猶予措置を設ける。

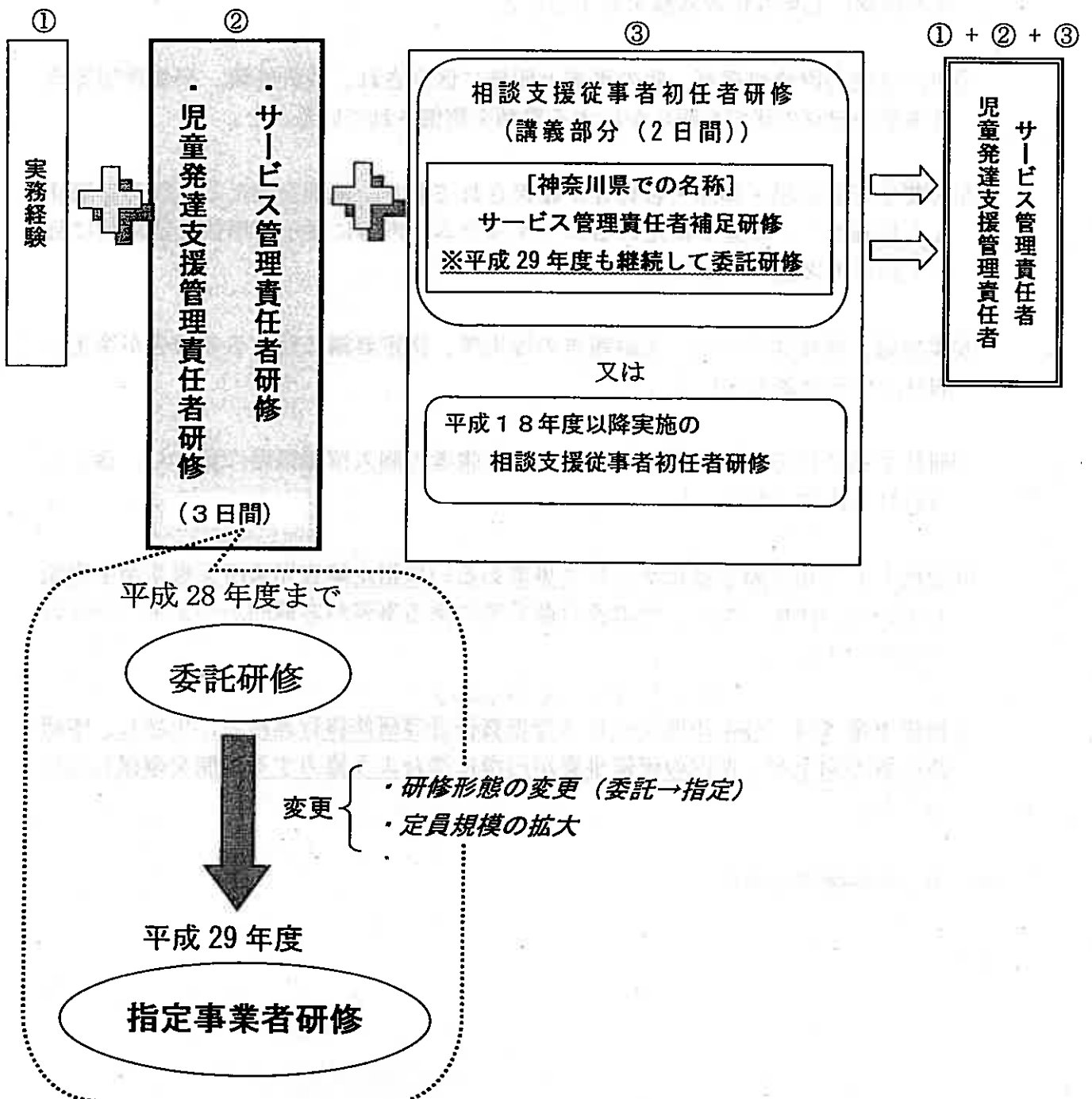
平成 29 年度のサービス管理責任者等研修について

○ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件

- ① 実務経験
- ② サービス管理責任者研修の受講（共通講義 1 日＋分野別演習 2 日 計 3 日間）
- ③ 相談支援従事者初任者研修の講義部分（2 日間）〔神奈川県ではサービス管理責任者補足研修と名称〕の受講

上記①～③の要件をいずれも満たしている必要がある。（下図参照）

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格要件】



研修事業者指定基準（案）

○事業者要件

- ①原則として法人格を有し、概ね1年以上、安定した事業実績があり、他の研修事業を実施している等、適正な研修事業の実施に支障がないと認められること。
- ②原則として県内に研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括する体制があること。
- ③研修事業を適性かつ円滑に実施するために、必要な事務処理能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- ④研修事業の財務処理が、他の事業と明確に区別され、会計帳簿、研修書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類を整備されていること。
- ⑤必要な研修会場・備品・教材等が確保されており、基準を満たした講師を適切な人数確保し、本基準に定めるカリキュラムの内容に従った研修を継続的に毎年1回以上実施されること。
- ⑥実施届、変更届の届出、実績報告の提出等、指定要綱に定める手続きが適正に履行できると認められること。
- ⑦研修事業に係る書類の管理について、受講者の個人情報保護に留意し、適正に行われる体制であること。
- ⑧原則として指定障害福祉サービス事業あるいは指定障害児通所支援事業を実施していない団体であり、受講者の選考等に係る事務が客観的かつ公平に行えると認められること。
- ⑨研修事業者は、神奈川県サービス管理責任者等研修移行連絡会に出席し、本研修の質の向上等、県内の研修事業が円滑に進むよう協力する体制を確保していること。

*別途、除外要件はあり。